

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第一章 農業情勢の転換と農民戦線の分裂

第三節 水をめぐる農民闘争

農地改革の進展によって、すくなくとも農耕地については地主的所有の根幹はつきくずされつつあるが、なお山林原野についてはほとんど手がふれられず、また土地とともに農業生産に重大な関連をもち、とくに水稻生産の死活をにぎる水の問題についてはほとんど改革の手がつけられていない。今日においてもなお灌漑水の管理や灌漑の順序、水地代等については封建的慣行によるものが多く、他方電力会社その他による灌漑用水の使用制限等の問題が発生し農民経営はしばしば水不足や高額な用水費のため圧迫されている状態にある。

戦後農民運動の重要な一分野として、土地問題の一環として水の統制、用水管理の民主化問題がとりあげられ、同時に農業生産力を高め経営を守るための生産闘争として岡山、奈良、青森縣等の前進的な農村において水をめぐる農民闘争が展開された。

○岡山縣興除村

岡山縣南部の農村はつねに水不足になやみ、水利費も反当三百円という高額に達し、また水をめぐって村内、村外にしばしば紛争がおこっている。これは興除村などの南部農村は埋立地であるため、水田の拡張に應ずる用水量が不足した爲もあるが、北部の水源地帯における地主顔役がその用水権をにぎり、下流からの貢物の多少によって流量を加減する等の旧慣が今日まで維持されている爲でもある。この村の日農支部は主として中貧農を中心に結成されているが、四八年より上流地帯の農民組合と提携し水利旧慣の打破、川水路の国営農民管理の運動を起こし、また政府に対し専用用水路の増設を要求し、満足な回答を得るまでは完全供出はせぬと組合大会で決議した。

○奈良縣金橋村

四七年の大旱ばつを契機に、日農が中心となり溜池および用水路の実権をにぎる地主的総代を排除し、民主的総代による農民的作管理体制を確立し、合理的な灌漑によって不合理な慣行給水を打破した。同時に県庁に対しモーター揚水機その他機械灌漑用資材の配給を要求し、その完全な施設により縣下第一の旱ばつ村が現在では豊富な用水を誇りうるようになった。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

